

## 市長室から

# お答えします

## 街灯の設置

**Q** わたしが通勤に使う駅から家までの道には、街灯が少ない場所があり、夜は辺りが真っ暗になるので、1人で歩いて帰るときに不安です。街灯を増やしてください。

**A** 街灯には、歩行者の安全確保・犯罪防止などを目的として通学路・住宅内道路・農村地域の生活道路などに設置される「防犯灯」と、夜間の安全で円滑な道路交通を目的として、幹線道路や交差点を中心に国・県・市などの各道路管理者が設置する「道路照明灯」があります。

このうち防犯灯は、区・自治会・町内会などが主体となって設置しています。市では、一定の要件を満たす場合に設置費用と維持管理費用の一部を当該団体へ補助しています。現在住んでいる地域に新しく防犯灯を設置してほしいときは、

その地域の自治会や町内会などに直接相談してください。通勤・通学に使う道など、自宅から離れた地域への防犯灯設置の要望は、具体的な設置要望箇所について交通防犯課(市役所2階 ☎20-1527)に相談してください。市から関係する団体へ伝えます。

また、道路照明灯は「道路照明設置基準」に基づき、主に幹線道路や交差点の適切な箇所に設置されています。道路照明灯について何か気付いたときは、国道51号は千葉国道事務所酒々井出張所(☎043-496-5171)、そのほかの国道・県道は成田土木事務所(☎26-4831)、市道は道路管理課(市役所5階 ☎20-1551)へ連絡してください。

※くわしくは各問い合わせ先へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ&A方式で紹介します。

## 消費生活相談

# Q&A

## 消火器の点検をかたった訪問販売にご注意を

**Q** 「消火器の点検・交換に来た」という業者が自宅に来て、点検後、新しい消火器の購入を勧められました。そのときは必要だと思い契約しましたが、よく考えると価格が高かったので、解約したいと思います。今からでも可能でしょうか。

**A** 消費者が訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内に書面で申し出れば、無条件で解約することができます(クーリングオフ制度)。また、この期間を過ぎていても、勧誘方法に問題があれば解約できる場合もありますので、すぐに消費生活センターに相談してください。

「消火器の点検と言われ、話を聞くと業者の勧誘だったが、行政機関と関係があるのか」という相談が、秋から冬にかけて数多く消費生活センターに寄せられています。

消防署などの行政機関では、個人宅を訪問して消火器の点検をしたり、交換を勧めたりすることはありません。また、

共同住宅を除く一般の住宅には消火器の設置義務はありません。万一の場合に備えて消火器を購入するときは、販売店によって価格もさまざまなので、よく調べて納得した上で購入しましょう。

住宅用消火器は、薬剤の詰め替えができません。本体に表示されている使用期限が過ぎたら、できるだけ早く新しいものと交換し、破裂事故などを防止しましょう。また、期限内であってもさびや傷、キャップの変形・緩みなどが見つかった場合は使用せず、点検または廃棄しましょう。

消火器を廃棄するときは、消防設備取扱店などの販売店に問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

